

社会福祉法人 雄和福祉会
花の家短期入所生活介護事業所 運営規程
(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業)

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人雄和福祉会(以下「本会」という。)が運営する花の家短期入所生活介護事業所(以下「事業所」という。)において実施する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士又は管理栄養士、介護支援専門員、機能訓練指導員、調理員等(以下「従業者」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供するとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 花の家短期入所生活介護事業所(特別養護老人ホーム花の家に併設)
- (2) 所在地 秋田県秋田市雄和石田字苗代沢18

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(特別養護老人ホーム花の家管理者兼務)
管理者は、職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師(嘱託医) 1名
医師は、利用者、職員の診療及び健康管理に関する業務を行う。
- (3) 生活相談員 1名(特別養護老人ホーム花の家生活相談員兼務)
生活相談員は、利用者及びその家族の必要な相談に応じるとともに適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整や他の機関との連携を図る。

- (4) 看護職員 1名以上（特別養護老人ホーム花の家看護職員兼務）
看護職員は、医師の診療の補助及び利用者の健康管理を行う。
- (5) 介護職員 3名以上（特別養護老人ホーム花の家介護職員兼務）
介護職員は、利用者の心身の状況を的確に把握し、利用者に対し適切な介護を行う。
- (6) 機能訓練指導員 1名（特別養護老人ホーム花の家機能訓練指導員兼務）
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための訓練を行う。
- (7) 栄養士又は管理栄養士 1名（特別養護老人ホーム花の家栄養士兼務）
栄養士又は管理栄養士は、利用者の献立作成、栄養量計算、給食記録や食品衛生管理を行う。
- (8) 介護支援専門員 1名（特別養護老人ホーム花の家介護支援専門員兼務）
介護支援専門員は、短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成、計画の見直し、変更等を行う。
- (9) 調理員（業務委託）
調理員は、適正な調理業務を行う。

2 前項に定めるものの他、事業所の運営上必要な職員を置くものとする。

（利用定員）

第5条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は7名とする。

（事業の内容）

第6条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 介護サービス
 - ア 排泄介助
 - イ 移乗・移動介助
 - ウ 入浴介助
 - エ 整容・身体清拭等介助
 - オ その他必要な介助
- (2) 食事サービス
 - ア 準備、後始末の介助
 - イ 食事摂取の介助
 - ウ その他必要な食事の介助
 - エ 調理は業者に委託して行う
 - オ 希望者に対し、特別な食事の提供
 - カ 必要に応じた療養食の提供
- (3) 相談及び援助
入所者及び家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (4) 機能訓練
入所者が日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するため、訓練並びに入所者の心身の活性化を図るため各種サービス（アクティビティ・サービス）を提供する。
 - ア 日常生活動作に関する訓練
 - イ レクリエーション（アクティビティ・サービス）

- ウ グループワーク
- エ 行事的活動
- オ 体操
- カ 趣味活動

(5) 健康管理

- ア 嘱託医による診察や健康相談サービスを受けることができる。
- イ 看護職員により日常の健康管理を行う。

(6) 送迎サービス

利用者の心身の状態、家族等の事情等により送迎を必要とする利用者については専用の車輛により送迎を行う。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

ただし、次に掲げる項目について別に利用料金の支払いを受けるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

特別な食事については実費負担

(2) 居住に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等））

(3) 理容 実費負担

(4) レクリエーション、クラブ活動 実費負担

(5) 前各号に掲げるものの他、介護予防短期入所生活介護の中で提供されるサービスのうち、介護保険の対象とならない費用については利用者が負担する。

2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して「重要事項説明書」を提示し、当該サービス内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得、その支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印又は自署）を受ける。

3 利用料の支払いは、現金又は金融機関口座振替若しくは振込みにより、指定期日までに受ける。

(利用料金の変更)

第8条 利用者の状態の区分に変更があった場合は、「重要事項説明書」に記載された額に変更するものとする。

2 利用者の経済的事項の変化により、負担額認定等に変更があった場合は、介護保険法令等関係諸法令の趣旨に従い、利用料金を変更するものとする。

3 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、当該介護保険給付対象外サービス利用料金を相当な額に変更することができる。

4 介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合はその内容に応じた額に変更するものとする。

5 前2項、前3項の変更があった場合は、契約者に事前に通知するものとする。

6 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができる。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の事業の送迎実施区域は秋田市全域とする。

(日課等への協力)

第10条 入所者は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画達成のため日課へ協力するとともに、より安全な生活を目指し、他の入所者等との相互の親睦を図る。

(秘密保持)

第11条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2 事業所は従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情受付窓口の設置)

第12条 施設は、その提供した施設サービスに関する利用者等からの苦情に迅速且つ適切に対応するために、苦情受け窓口と解決機関を設置する。

(1) 苦情相談受付者及び苦情相談解決責任者の設置

(2) 第三者委員会の設置

第三者委員会を設置し、施設生活全般について協議する。

(苦情の申立方法)

第13条 苦情の申立て方法は、口頭、電話、手紙、その他の通信方法による。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第14条 施設は事故の発生又はその再発を防止するため、事故発生防止のための指針に基づき措置を講じるものとする。

2 施設は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。

3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

(損害賠償)

第15条 事業所は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 前項の場合において、事故が発生した場合は、事業所は速やかに利用者の損害を賠償する。ただし、事業所に故意又は過失がない場合にはこの限りではない。

3 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができる。

(緊急時における対応方法)

第16条 事業実施中に利用者の心身に急変等が生じた場合は、速やかに嘱託医あるいは主治医と連携をとりながら適切な処置をする。

(非常災害対策)

第 17 条 施設は、火災、地震等の災害に備え、その防止と入所者の安全を守るため、次の各号を実施し、万全を期さなければならない。

- (1) 消火器、屋内消火栓、防火用具、非常口、避難場所、貯水槽、警報機等災害防止と避難に関する設備を常に整備しておくこと。
- (2) 屋内配線等出火の原因となる箇所を随時点検すること。
- (3) 火気取扱責任者は、炊事、暖房、電気器具、喫煙等の火気を取り締まること。
- (4) 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等を実施すること。

(衛生管理)

第 18 条 施設は、利用者等の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に講ずるよう努めなければならない。

2 施設は当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、従業員に対して、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(サービス提供記録)

第 19 条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(身体拘束等)

第 20 条 入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

2 施設は、前項の身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

3 施設は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を三ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第 21 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
 - (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (3) 虐待防止の指針の整備
 - (4) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（ハラスメントの防止・対応）

第22条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、従業者が利用者、利用者の家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合や利用者、利用者の家族等が施設の指示に従わない場合は、サービスの提供を制限することができる。

（業務継続計画の策定）

第23条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う必要がある。
- 3 事業所は定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他事業所の運営に関する重要事項）

第24条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1) 職員研修 年1回以上
- 2 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金等に関する書類、その他必要な記録を整備するものとする。
- 4 この規程に定める事項の他、事業運営について必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。